

東洋學報 第拾七卷第四號 昭和四年五月

論 說

支那の古曆と曆日記事(上)

飯島忠夫

理學博士新城新藏氏は、昨昭和三年に於て積年研究の成果を聚めて、「東洋天文學史研究」を公にせられた。其の中にある「周初の年代」「春秋長歴」「戰國秦漢の曆法の三篇は何れも昨年新に發表せられたもので、書經、春秋左傳、國語、史記、漢書にある曆日記事を根據として、古代の曆法を論定しよう」と試みられたものである。茲に收めた上下兩篇は其の駁論とも見るべきものである。

目 次

- 上 生霸死霸と周初の年代
- 一 緒 言
- 二 生霸死霸に關する根本資料
- 三 僞古文尙書の生霸死霸
- 四 漢書律歷志の生霸死霸

- 五 漢代に於ける霸又は餽の意義——附朔望
 - 六 漢書律歷志の記載に對する自己の見解
 - 七 清朝以來の諸説の批判其一——段玉裁、朱駿聲、王筠
 - 八 清朝以來の諸説の批判其二——俞樾
 - 九 清朝以來の諸説の批判其三——王國維
 - 一〇 新城新藏博士の説の批判
 - 一一 生霸死霸の眞意義
 - 一二 生霸死霸を用ひて記された周初の曆日
 - 一三 三統曆より推定した周初の年代——附國語にある資料
 - 一四 三統曆以後に於て推定された周初の年代
 - 一五 周初の年代に關する智識の價値
- 下 顯項曆と春秋長曆(以下次號)
- 一 顯項曆とは何ぞや
 - 二 顯項曆の組織
 - 三 顯項曆施行時代の曆日の記録
 - 四 顯項曆の實質
 - 五 顯項曆餘論
 - 六 春秋長曆

上 生霸死霸と周初の年代

一 緒 言

生霸死霸は生魄死魄とも書く。これは月の盈虧の種々なる状態に附けた名稱であつて、書經と逸周書との周の初に關する諸篇又は周代の古銅器の銘の中に往々現はれて來るのである。此等の語の解釋と其の表示する月の状態とについては古來幾多の不同の説があつて、甚だ人を迷はせて居る。之に對して縝密なる研究を行ひ、其の真正の意義を決定するのは、經典の解釋の上にも、古代曆法の闡明の上にも、周初の年代を決定する上にも、頗る重要な事である。自分は此の目的を以て調査した結果、劉歆の説に従つて霸を月光とし、生霸を望、死霸を朔とするのを正解とし、尙ほ劉歆の説が從來誤解せられて居た點を改めた。以下それを詳述する。

一一 生霸死霸に關する根本資料

生霸死霸に關する根本資料で、古來の學者の研究の對象となつたものは書經の中に在るものである。書經には真古文と僞古文と今文とが有る。現今行はれて居る書經は僞古文であつて、真古文は其の殘缺した極小部分が傳はつて居るだけである。今文も其の大部分が史記の中に殘つて居るだけであるが、それには此の研究に對して提供すべき資料がない。

眞古文に在る資料に本づいて説明を加へたものは漢書律歷志であり、僞古文に在るものに本づいたのは孔安國の傳と稱するものとそれに附した孔穎達の正義とである。此の兩者は甚だ相違して居て、東晉以來清朝の中葉に至るまでの間には孔安國傳が大に尊重されて居り、考證學者の一人として有名なる閻若璩が尙書古文疏證を著して當時現行の書經が東晉の頃に作られた僞古文であり、孔安國傳と稱するものも實は前漢の武帝の時の孔安國の著述ではなくして本文の僞作に連れて孔安國の名に託して記されたものであることを證明し、それから後學界の定論となつてしまつたまでは、漢書律歷志の解釋に注意する者が殆ど無かつたのである。

然しながら漢書律歷志に在る解釋も魏の孟康の注が附けてある爲に大に學者の疑惑を招いて未だ眞意が充分に捕捉されて居ない様に思はれる。閻氏以後に出た説では、俞樾の生霸死霸考と王國維の生霸死霸考とが有る。前者は曲園雜纂の中に後者は觀堂集林の中に載せてある。近時新城新藏博士もまた一個の見解を發表して居る。

三 僞古文尙書の生霸死霸

研究の便宜から言へば先づ僞古文の中に在る材料を處理するがよい。僞古文の中に見えるもの及び之に附した孔安國の解釋と稱するものは次の如くである。

〔武成〕惟一月壬辰旁死魄〔孔氏傳〕此本說始伐紂時一月周之正月旁近也。二日近死魄

疏本には死魄の上に近の字が無いが、汲古閣の刻本と宋の岳珂の校勘を加へた本とにはそれが有る。

同上厥四月哉生明〔孔氏傳其四月哉始也。始生明月三日。與死魄互言。〕

同上既生魄〔孔氏傳魄生明死十五日之後。〕

〔康誥惟三月哉生魄〔孔氏傳周公攝政七年三月始生魄月十六日明消而魄生。〕

〔召誥惟二月既望〔孔氏傳周公攝政七年二月十五日日月相望。因記之。〕

〔同上三月惟丙午朏〔孔氏傳朏明也。月三日明生之名。〕

〔顧命惟四月哉生魄王不懌甲子王……〔孔氏傳成王崩年之四月始生魄月十六日王有疾〕

故不悅懌。

ここに哉生明と既望と朏とを加へて引用したのは、此等が皆生魄死魄と同種類の語であつて併せて研究を要するからである。

孔安國の名に託した解釋によつて此等の名稱を排列すれば、

旁死魄 二日のこと、旁は「近い」といふ意義である。それは死魄即ち生明に近いこと

を指して居る。

哉生明 三日のことで、哉は「始めて」といふ意義である。

朏 前者と同意義で三日月のことである。

既望 十五日

哉生魄 十六日

既生魄 十六日より月末まで

となる。此の孔安國の名に託した解釋は漢書律歷志に孟康が注したものと連絡して居る。孟康の注は

月二日以徃月生魄死。故言死魄。魄月質也。

である。月質といふのは月の光を除いた本質の部分である。僞古文の孔氏の傳に「魄生明死」又は「明消而魄生」の文が有るのに比較すれば此の孟康の注に月生魄死と有るのは明生魄死の傳寫の誤であらう。明といふのは月の光を指して言ふのである。それ故に生魄は暗い部分が出来ること、死魄は明るい部分が出来ることであつて、死魄は同時に生明であり、生魄は同時に死明である。哉生明は始めて明るい部分が出来ること、哉生魄は始めて暗い部分が出来ること、既生魄は暗い部分が出来てから以後のことである。僞古文と其の孔安國傳とは魏の王肅の學派の僞作であり、孟康は魏の明帝の時の人であるから、それは又王肅の學派に屬するものであらう。

唐の孔穎達の尙書正義は孔安國傳と多少の相違が有る。朱子の學派に屬する宋の蔡沈の書經集傳は、それを繼承したもので、其の説は次の如くなつて居る。

(武成) 旁死魄 死魄朔也。二日故曰旁死魄。

(同上) 哉生明 哉始也。始生明月三日也。

(同上) 既生魄 生魄。翌後也。

(康誥)哉生魄 始生魄十六日也。

(召誥)既望 日月和望謂之望。既望十六日也。

(同上)册 三十一 朔生之名。

(顧命)哉生魄 ハ生魄十六日。

此の説が孔安國傳と異なる所は死魄を朔とし、既望を望と區別して、望を十五日とし、既望を十六日とした點である。死魄を朔とするのは漢書律歷志の説に本づいて居る。

四 漢書律歷志の生霸死霸

闇若璩が偽古文を疑つたのは、此等の月の状態に關する記載が漢書律歷志の説と一致しないのを一の有力なる條件として居る。漢書律歷志の中にある眞古文及び之に對する叙述は次の如くである。

(武成)惟一月壬辰旁死霸。

周正月辛卯朔……明日壬辰。

(同上)粵若來三(二)の誤。月既死霸。粵五日甲子。咸劉商王紂。

庚申二月朔日也。四日癸亥。至牧野。夜陳。甲子昧爽而合矣。

(同上)惟四月既旁生霸。粵六日庚戌。武王燎于周廟。翌日辛亥。祀于天位。粵五日乙卯。乃以庶國。

祀馘于周廟。

周二月己丑晦、明日閏庚寅朔……四月己丑朔、死霸朔也、生霸望也、是月甲辰望、乙巳旁之。

(召誥)惟二月既望、粵六日乙未

是歲二月乙亥朔、庚寅望、後六日得乙未、

(同上)惟三月丙午朏

其三月甲辰朔、三日丙午……古文月采篇曰、三日曰朏

(顧命)惟四月哉生霸、王有疾不豫、甲子王乃洮沫水

四月庚戌朔、十五日甲子哉生霸

(畢命)豐刑惟十、有二年六月庚午朏

康王十二年六月戊辰朔、三日庚午

漢書律歷志の説によつて此等の名稱を排列すれば、

既死霸	朔	旁死霸	朔の翌日
朏	みかづき	哉生霸	十五日 <small>(後滿月に説く前日)</small>
既望	滿月	既生霸	同上
既旁生霸	滿月の翌日		

となる。これは霸の意義を偽古文の説と反對にして明るい部分としたものと推定される。しかしこゝに一つの困難が有る。それは哉生霸を十五日に當てゝあることである。「哉が

「始めて」の意義であることは疑がない。然しながら十五日を以て始めて明るい部分が生じた日とすることは他の條項と調和を缺いて居て頗る解し難い。律歴志の用ひて居る三統曆術では、顧命の篇にある四月は小の月で、其の朔が庚戌、十五日が甲子、十六日が乙丑で、滿月に當ることゝなるのであるから、哉生朔は寧ろ晦い部分が生じ始める時に接近して居るのである。そこで哉生朔なる語の眞意義を闡明することが最も必要となるのである。

漢書律歴志に説かれる曆法は三統曆であつて、此の曆は前漢末の劉歆が考定したものである。劉歆は劉向の子で、成帝の河平年間に父と共に宮中の秘書を校した人で、六藝傳記諸子詩賦數術方技皆究めざる所がないと言はれて居る。春秋左氏傳を始めて世に紹介したのも此人である。哀帝が崩じて平帝が立ち(A. D. 二)王莽が政を專にした時、劉歆は少年の時から王莽と親しかつた關係によつて重く用ひられ、詔書又は上奏文其他すべての文章の事を典り、次で羲和の官に任ぜられて儒者や天文曆術卜筮の官職に屬するものを支配し、音律と曆法とを考定し、王莽が天子の位を篡ふに至つて國師となつた。それ故に平帝即位以來の詔書又は上奏文の中の天文曆術に關する記載は皆劉歆の承認を経て居るものと考へられる。

平帝の元始四年(A. D. 三)に群臣が上奏して王莽の功績を稱讚する文の中に哉生魄といふ語が有る。これは劉歆の學說に於て此の語が如何なる意義に取扱はれたかを決定すべき有力なる根據である。此の上奏文は次の如くである。

(上略)今安漢公。起於第家。輔翼陛下。四年于茲。功德爛然。公以八月載生魄庚子。奉使朝用書臨。賦營築。越若翊辛丑。諸生庶民大和。會十萬衆。並集平作。二旬大功畢成。(下略)

此の文中には載生魄とあるが、載は哉と通じて用ひられるものである。此の時代に行はれた曆法は即ち三統曆であるから、それによつて計算して見れば、此の年の八月は小の月に當つて、其の朔は己亥の日である。それ故に載生魄庚子は二日に當る。これは漢書律歷志に十五日甲子哉生霸とあるのと甚しい相違である。若し何れを信すべきかと言はば、此の上奏文の方を取らねばならぬであらう。

五 漢代に於ける霸又は魄の意義——附、朔望

そこで尙決定を急がないで漢代に於ける霸又は魄の意義を研究すべき文献を調査すれば、魄を月光とするものには次の六條が有る。

一 禮記鄉飲酒義。月者三日則成魄。

二 詩緯。推度災。月三日成魄。八日成光。蟾蜍體就。穴鼻始萌。(太平御覽引)

三 揚雄揚子法言。月未望則載魄於西。既望則終魄於東。其遡於日乎。

四 班固。白虎通。援神契曰。月三日而成魄。

五 馬融。尙書康誥注。魄朏也。謂月三日始生朏。名曰魄。

六 許慎說文解字。霸。月始生魄然也。承大月二日。承小月三日。从月。聲。周書曰。哉生霸。

此れ等の文献の示す所によれば、魄、霸には二つの意義が有る。第一は月の顯はれ始めるところ、即ち所謂みかづきの光を指し。第二は一般に月の光を指す。前者は馬融と許慎との解釋であり、後者は揚雄の解釋である。禮記と白虎通とのものは第一第二何れとも解釋が出来ぬ。推度災のものは三日成魄と八日成光とが對立する様に見えるから、其の意義を考へて見る必要が有る。八日は上弦で、此の頃になると月の光輝は著しく加はつて物を照す様になつて來る。成光といふのは此の状態を指したのであらう。これは即ち魄の作用が強くなつただけで、魄の性質が光の性質に變化したと言ふことは出來ない。然るときは魄といふ名稱をばやはり八日以後にも推し及ぼすことが出來る。一月を通じて言ふときは月の光は即ち魄である。晋の李軌は揚子法言の文に注を下して「魄光也」として居るが、それは一般の月光を魄としたものであつて、これと一致して居る。揚雄の載魄と言つたのは魄を始めることで、即ち生魄であり、終魄と言つたのは魄を終ることで、即ち死魄である。月がまだ満月にならない時に魄を西方に始めるといふことは、みかづきの現はれる状態を指したに相違なく、従つて満月になつて後に魄を東方に終へるといふことは月の末の頃の曉に東天に片破れ月が現はれ、それが一夜毎に益々太陽に接近し、其の形は益々細くなつて、終には日月相合會して、月の形が全く見えぬ様になる状態を指したものである。漢書律歷志に「死霸朔也」とあるは晦の翌日なる朔に於て完全に魄が無くなることを言つたのであらう。従つて之と對して「生霸望也」とあるは満月の夜に於て完全に魄が生じたこと即ち月光が充

實したことを指したものであらう。望が満月であることは、なほ後漢の劉熙の釋名に「望月満之名也、月大十六日、月小十五日、日在東、月在西、遙相望也」とあるによつて明に證せられる。律歴志の文は其の前後に「既死、竊、既生、竊」の語が有るによつて見ても、「既死、竊、朔也、既生、竊望也」といふべきものを、便宜によつて「既」の字を省略したと考へられる。此の「既」の字は春秋などに「日有食之、既」とある中の「既」と同一であつて、今でも日月の蝕に皆「既」といふ語が用ひられて居るのである。禮記などに成魄とあるのは生魄と同義に用ひられて居るものであつて、月者三日則成魄」といふのは始めて魄を生じたことを指すものと解すべきである。孔穎達の禮記の疏に「月者三日則成魄者、謂月盡之後三日乃成魄、魄謂明生、傍有微光也」とあるのは即ち成魄と生魄とを同義としたものである。揚雄は王莽に仕へた學者で、劉歆と同時代であり、推度災も援神契もやはり此の時代に著されたもので、禮記の中には先秦時代から前漢末に此の書が編纂される頃までのものが混在して居るが、郷飲酒義は其の中でも比較的新しいものと推測されるのであるから、此れ等の書中にある魄の意義は皆月光と解すべきものであらうと思はれる。馬融と許慎とは後漢の半ば以後の人であるから、此れ等の學者が魄を三日月の意義に限定したのは時代の異なるに従つて解釋もまた變遷したものと考へられる。

魄を以て光の無い月の部分としたのは後漢の半ばに出た張衡の説が其の初であらう。張衡の著した靈憲に、

日者陽精之宗、月者陰精之宗、日譬猶火、月譬猶水、火則外光、水則含景、故月光生於日之所照、魄生於日之所蔽、當日則光盈、就日則光盡也。

と見えて居る。これは月の光るのを水の中に物の影が映るのに比して、日の光が月の中に映るものとし、日の光の映らぬ所を名づけて魄としたのであつて、此の如き説は張衡以前には無いものである。張衡より少しく以前に出た王充は博學の人で、しかも中中の論客であつて、其の當時に行はれた學説をば有らゆる方面に互つて苛酷な批判を加へたが、月光が日光と其の性質を異にすることをば殆ど自明の理として居るに拘らず、月が日光を受けて輝くといふ學説には聊も觸れて居なかつた。晋の楊泉の物理論に前漢の京房の説として、

京房云、月與星主陰也、有形無光、日照之乃有光、如以鏡照日而有影見、と記して居るが、京房に果して此の如き説が有つたか否かは頗る疑はしい。周髀算經には、日兆月、月光乃生。

といふ句が有るが、此の書は漢書藝文志に見えないもので、後漢時代の著作と推定される。しかも之れは日光と月光とを異なつた性質のものとしても同じ性質のものとしても皆解釋し得る。月光を以て明に月自體より發するものでないとしたのは張衡の著書を始めとする。

張衡以前に於ては月質と月光とは同一のものであつた。それは易に、坎爲水爲月。

とありて又淮南子に、

積陰之氣爲水。水氣之精者爲月。(天文訓)

月者陰之宗也。是以月虛而魚腦滅。月死而羸蜺賸。(同上)

方諸見月。則津而爲水。(同上) 方諸取露於月。(覽冥訓)

蛤蜃珠龜。與月盛衰。(地形訓)

とあるのによつて知られる。淮南子は月光が盛なるときには水氣も亦盛であるとするもので、月質は水氣であり、水氣の精が又月光として現はれると考へたのである。

月を陰氣の集積したものとするのは上代の陰陽説に基を開き、易にも記され淮南子にも述べられ、張衡も亦之を言ひ、後世に至るまで少しの異論も無い。ただ張衡から月光を以て日光を受けたものとしたのが、其れより以前の説と大なる相違である。説文に魄を陰神と説いたのによれば、陰氣の精は即ち魄である。されば古の説に於て月光を魄と言ひ、後の説に於て月質を魄と言ふは、皆陰氣の精靈を指したのである。魂魄の觀念は原始時代から存在したのであらうが、人間の魄と月とを聯想する様になつたのは陰陽説の理論の成立した後のことであらねばならぬ。

月の魄は又「霸」の字を用ひて記される。これは單に音を借りたのみでなく、文字構造の精に於ても互に相通じて居る。「霸」が「ハ」と音ずるのは霸王の意義を示す場合であるが、それも唐以前には「ハク」であつたらしい。「霸」の字の構成は「月」を以て意標とし、「犖」を以て音符とす

る。これは月の「魄」を人の「魄」と區別する爲に特に製作されたものであらう。「魄」は「鬼」を意標として靈魂を示し、「白」を以て音符とする。「魄」の意義を「迫然著人」と解したのは班固の白虎通である。これは「魄」と同音なる「迫」によつて語原的解釋を施したのであつて、其の意義は「迫る様にしてびつたりと人の身體に附著して居るといふことである。これに對して魄をば白虎通に「猶伝也。行不休也」と解し、身體を離れて自由に飛揚する靈魂としてある。此等の解釋は説文に魄を陽氣、魄を陰神としたのにも叶つて居る。されば「魄」と「魄」との語原を推定して、「伝」と「迫」とであつたとしても大なる誤は無いであらう。他に「魄」の語原を白色の「白」とする説もあるが、これは妥當でない。「霽」は説文に「雨濡革也。从雨从革」と説いて、雨が革に浸み込むことである。それにはやはり迫然として革に著くといふ意が有る。其の語原は「びつたりと附著する」といふ意義を有する所の「ハク」といふ語であつたと思はれるから、「霽」の音符の部分となつた「霽」は同時にまた「霽」の意義をも示して居るものである。それ故に「霽」と「魄」とは同一の語で、ただ文字の構成が月を主としたのと、靈魂を主としたのと、の相違が有るだけである。

「朔」と「望」とは月自體が光を發すると考へられた時代から成立した語である。「望」は本來「望」の字の代用であつて、「望」は説文に「月滿也。與日相望。似朝君。从月从臣。从王。王、朝廷也」とあるものである。これは臣が朝廷に出でて君主を拜する様な態度で月が遠くから日を望んで居ると説くもので、其の説明に無理はない。「朔」については説文に「朔、月一日始蘇也。从月、朔聲」とあ

り、釋名に「朔、蘇也。月死復蘇生也」とあり、廣雅に「朔、蘇」とは近似の音であるから、此等は皆「蘇」を以て「朔」の語原と解したものであらう。これは一應道理ある解釋である。然しそこに一の疑問が有る。それは月光が蘇生するのは朔ではなくて、三日若しくは二日であることである。若し「朔」に本來蘇生の意義が有るならば、それは三日若しくは二日に當てられて、前に引いた「朏」と同義の語として取扱はれたことがあらねばならない。然るに「朔」は日月が合會して月光が見えなくなる日に當てられて居る。これは尙研究を要することである。

「朔」の字は「月」を以て意標的部分とし、「𠂔」を以て音標的部分として居る。すべて合成文字に於て音を示す部分は無純な音符として用ひられる場合と、音符であると共に意義をも示して居る場合とがある。後の場合は「魄」「霧」について述べた所が其の例證である。さて「𠂔」の字の意義を考へるに、それは此の字と「疋」との合成字なる「逆」と類似して居て、「さ」「か」「む」「か」への意義を有する。其の構造もまた此の意義を示して居る。それ故に「朔」といふ語もまた月に關して「逆」とか「迎へる」とかいふ意義を有するものとして取扱ひ得る可能性が有る。依て其の果して然るや否やを點檢して見ねばならぬ。さて「朔」を音標的部分とする合成字には「遡」「溯」がある。これは何れも「さ」「か」のぼる「む」「か」へる「む」「か」等の意義を有するもので、「𠂔」と其の意義が相通じて居るのである。又「遡」が有る。これは「訴へる」ことで、やはり自ら前に進み出でて陳述するのであるから、「遡」「溯」と聯想さるべきものである。此れ等の場合に於

て「朔」が單純なる音符でないことは明である。然るときは「朔」の字に本來「さかのぼる」「むかへる」「むかふ」「うつたへる」等の意義が含まれて居たと認めることが出来る。揚子法言には此の種の考案に資すべき材料がある。それは先に引用したもので、

月未望則載魄於西既望則終魄於東其遡於日乎。

といふ文である。此の文中にある「遡」に晋の李軌は注を下して「迎也」と言つて居る。此の文は日月相接近する場合を述べたもので、月が日没の直後始めて西空に現はれる時は三日月の形となり、日出と共に東天に出る時には全く其の形が見えないのは月が日を迎へてその前に接近した爲に起る現象であらうと論じたのである。月が日を迎へた時に其の光が無くなるといふことは、其の光を發する一面が日に向ひ光を發せざる他の一面が地上に向ふといふことである。これは即ち朔である。満月を望といふのは遠方から望見することであつて、朔と望とは相配合して居る語であるから、此の二者は同時に命名せられたことと思はれるので、朔を以て月が日の前に近づいてそれを迎へた時といふ意義を含んだ名稱とすれば、それはよく望の意義と相對應して誠に興味ある着想と言はねばならぬ。揚雄が此の言を爲したのは或は朔の語原を暗示して居るのではあるまいか。それ故に自分は敢て茲に新説を提出して「朔」の語原を「遡」としそれを「迎」の意義に説かうとするのである。「朔」の音は「サク」、「遡」の音は「ソ」であるが、「サク」と「ソ」とは互に一方の轉音と考へ得るものであり、且つ「遡」の字は既に「朔」を音符として居るから、此の場合に於ては特に音の區別を立てて論ずる必要が

ない。然るときは「朔」「望」なる語は日月合會の智識が成立した後に作られたものであらねばならぬ。

「既死霸」「既生霸」なる語の成立は「朔」「望」なる語の成立よりも後れて居たとは考へられぬ。何となれば「朔」「望」なる語の成立する爲には月の日に向ふ一面が光を發するといふ智識が豫想されねばならぬ。日に向ふ一面の光は何と呼ばれたかと言へばそれは「霸」の外にはない。されば「朔」「望」なる語の成立する以前に「霸」なる語は恐らくは已に成立して居たのである。「霸」なる語が成立すれば「生霸」「死霸」は直に成立する。然る時は「朔」「望」なる語は「生霸」「死霸」に後れて成立することは出来るが、それよりも早く成立し得るものではない。月光を「霸」と言ふのは前に論じた如く陰陽説の成立を豫想する。故に「朔」「望」なる語の成立は陰陽説と日月合會の智識とが成立した後であらねばならぬ。

以上論ずる所を概括すれば、魄の解釋には時代によつて三つの變遷が有る。第一は上古から前漢末までのもので月から發する光とし、第二は後漢のもので三日月の光とし、第三もまた後漢から始まつたもので光の無い月の本質としたのである。此の第一種の智識に屬する漢書律歷志の劉歆の説に對して第三種の智識を有する孟康が注を施したので、劉歆の本義が甚しく一般の學者に誤解される様になつたのは遺憾なことである。

許慎の説文解字に「霸、月始生魄然也。承大月二日。承小月三日」と解釋して、其の末に周書の哉生霸を引證したのは、許慎が哉生霸を「みかづき」と解したことの明證であつて、それは又前に

引いた元始四年の上奏文に、八月載生魄庚子とあるのに一致する。そして此の文に大の月の次の哉生朔は二日で、小の月の次のものは三日であるといふのは、最も注意すべきことである。抑も月光の始めて現はれるのは日と月とが同一經度の上に来る時即ち朔になる時刻から約一日半の後であつて、大の月の次に来る月の朔の時刻は其の日の午前十一時頃より以前にあるから、月光の始めて見え始めるのは大抵翌二日の夜のことになり、小の月の次に来る月の朔の時刻は其の日の午前十一時頃より以後にあるから、月光の見え始めるのは翌々三日の夜のことになる。但し大の月の次に来る月の朔の時刻でも、それが比較的遅いときはやはり三日に入らねば光は見えぬのである。故に許慎が記したのは其の大體を示したものと解すべきである。釋名に望を「月大十六日、月小十五日」としたのも、やはり其の大體を示したもので、小の月の望でも時としては十六日となるのである。これは從來の説文の注釋者が未だ注意しなかつたことであるが、議論の精密を期する爲には、必ず此の如く解釋して置かねばならぬのである。

六 漢書律歷志の記載に對する自己の見解

哉生朔の意義が始めて月光の見えるといふことで、それが後漢の時代まで一般に行はれ、前漢の劉歆もまた認めて居たところの解釋であるとするれば、劉歆の曆法を記した漢書律歷志の文に顧命の篇を解して、十五日甲子哉生朔とあるのは大なる矛盾である。此の矛盾を

解かうとするには、此の文の中の哉生霸の三字を削除すればよい。此の三字には唐の顔師古の注が附してある。思ふに此の三字は律歴志の原文の中に存在しないで、後世に及んでから、多分後漢末より以後唐までの間に、小の月(此の顧命の篇にある月が三統曆で小となることは前に記して置いた。)の望を十五日に定まつたものとし、哉生霸を月の缺け始めることと望は月が満ちた時で又缺け始める時である。と信じて居た人によつて攙入せられたものであらう。漢書律歴志の書法を見ても、尙書の本文に加へた解釋の文中に生霸死霸の語を用ひたものは、此の哉生霸の外には無い。これは孤立した用法である。そこで此の如く修正した漢書律歴志の文によつて、更に月の状態に關する名稱を列擧すれば、

既死霸 朔 (New moon)

旁死霸 朔の翌日で月光のまだ見えない日

哉生霸 月光の始めて見える日即ち三日又は二日 (New light)

朏 同上

既生霸 満月の日

既望 同上

既旁生霸 満月の翌日

此れ等の語は皆月の状態に名づけたもので、日の順序数の異名ではない。それ故に哉生霸と朏とが二日とも三日ともなり、既望と既生霸とが十五日とも十六日ともなり、既旁生霸が

十六日とも十七日ともなり得るのである。そして二日が哉生朔となる時は旁死朔は無く
なるのである。既旁生朔の既の字は、王國維の説には衍字として居る。或は左様であるか
も知れぬ。

漢書律歷志以前には月の状態に關する此れ等の名稱を説いたものが無い。自分は「朔」の
字の意義を研究した結果に本づいて、律歷志が「死朔朔也、生朔望也」と言つたのを妥當にして
動かすべからざる本義であると考へるのである。

七 清朝以來の諸説の批判其一——段玉裁

朱駿聲、王筠

漢書律歷志の生朔死朔の意義は長い間學者の誤解を蒙つて居た。清の段玉裁の説文解
字注には朔の條下に次の如く記して居る。

鄉飲酒義曰。月者三日則成魄。正義云。前月大則月二日生魄。前月小則三日始生魄。馬注康誥
云。魄。謂月三日始生。兆朋名曰魄。白虎通曰。月三日成魄。八日成光。按已上皆謂月初生明
爲朔。而律歷志曰。死朔朔也。生朔望也。孟康曰。月二日以往。明生魄死。故言死魄。魄。月質也。三統
說是。則前說非矣。

これは漢書律歷志にある生朔死朔の意義を以て孟康が注した如きものと速斷したことか
ら起つた説である。律歷志の本文は鄉飲酒義、馬融の注、白虎通などの説と同一であつて孟

康の注とは異つて居ることはこれまで論じ來つた如くである。

清の朱駿聲の説文通訓定聲には霸の條下に次の如く記して居る。

書康誥惟三月載生霸。馬注。魄朏也。月三日始生兆朏。名曰魄。漢書律歷志。死霸朔也。生霸望也。又旁死霸孟康注。魄月質也。按書僞武成疏。魄形也。太玄玄數注。魄者死之體也。書曰。明死而魄生。故知魄爲體也。此皆以魄爲質。法言五百注。魄光也。謝惠連詩。頽魄不再圓。注。月魄也。此皆以魄爲光。按訓光是也。

これは魄を月光とするのを正解と認めるものである。

清の王筠の説文句讀には霸の條下に、

鄉飲酒義。月者三日則成魄。正義云。前月大則月二日生魄。前月小則三日始生魄。馬注。康誥云。魄朏也。謂月三日始生兆朏。名曰魄。案馬意是魄朏通名。許君分爲二者。朏爲三日已見上注。霸爲二日者。武成惟一月壬辰旁死魄。傳云。月二日近死魄。正義曰。此月辛卯朔。朔是死魄。故月二日近死魄。案此霸爲二日之證。特所說與律歷志同。不與馬許同。

とある。これは霸を二日、朏を三日と解するもので、朏を三日とするのは別に差支がないが、霸を二日とする爲に、僞古文尙書の孔安國の傳と、それに附した孔穎達の正義とを引いたのは誤である。孔安國の傳にある意義は先に述べた如く死魄を三日としたものであり、正義にあるものは死魄を朔としたものである。旁死魄を二日とするのは兩者同様であるが、前に近いとするのと後に近いとするのとで兩者は相違して居る。孔穎達は孔安國傳の意義

を誤解したのである。王筠が此れ等の材料によつて旁死霸の二日であることを認め、それよりして直に霸を二日のこととするのは甚だ徹底しない説である。且つ又此の兩説を共に律歷志と同一としたのは周到なる注意に缺けて居る。此の三人の説文學者の中では朱駿聲が最も勝れて居り、王筠が最も劣つて居る。

八 清朝以來の諸説の批判其二——兪樾

此の如く異説の紛紛たる間に起つたのは兪樾であつて、其の曲園雜纂第十卷に收めてある生霸死霸考は頗る出色のものである。氏は生霸死霸について漢より以來三種の説があり、とし、其の一を尙書古義、其の二を劉歆三統術異義、其の三を枚氏古文僞義とした。以下其の結論を列擧して見よう。

一 尙書古義

一日 既死霸 二日 旁死霸 三日 載生霸 亦謂之朏 十五日 既生霸
 十六日 旁生霸 十七日 既旁生霸

二 劉歆三統術異義

朔日 既死霸 次日 旁死霸 望日 載生霸 次日 既旁生霸

三 枚氏古文僞義

二日 旁死魄 三日 哉生明 十六日 哉生魄 既生魄(傳但言十五日以後不目言其爲何日)

俞樾が劉歆三統術異義と稱するものは漢書律歷志の説を指したもので、枚氏古文僞義と稱するものは僞古文尙書及び之に附した孔安國の傳の説を指したものである。枚氏とは僞古文を朝廷に上つた梅賾のことである。僞古文の説を引いた所には誤がないが、漢書律歷志の説については大なる誤解を爲して居る。それは載生霸を望日としたことである。

律歷志の本文では載生霸を十五日として四月庚戌朔十五日甲子載生霸と述べて居るが、此の月は小であつて、しかも十六日が望に當つて居る。俞樾は望が十五日であると速断して此の如き説を爲したのであらうが、自分の考へる所では、此の十五日甲子載生霸の條には後世の攙入があるので、其の實劉歆は載生霸を月の始めて見える日即ち二日又は三日として居たものである。俞樾は此の十五日甲子載生霸の文を根據として、劉歆を攻撃し、次の如く述べて居る。

惟以古義言之。則霸者月之光也。朔爲死霸之極。望爲生霸之極。以三統術言之。則霸者月之無光處也。朔爲死霸之始。望爲生霸之始。其於古義。翻其反矣。中略。歆嘗附益左氏春秋。以立其學。又臆定向書月日。以成其歷。眞六藝之罪人也。

これは劉歆に對する大なる誤解であつて、此の如き誤解には段玉裁も朱駿聲も王筠其他の學者も皆同じく陷つて居る。それは要するに十五日甲子載生霸の文のみに注意して、元始四年の上奏文に八月載生霸庚子とあるのに注意しなかつたことから起つた過である。俞樾が尙書古義として自ら立てた解釋は書經と逸周書とを材料としたもので、既死霸既生霸

等を一定した日の順序を示す所の名稱であるとして、一日爲朔、十五日爲望、則紀載之定名也と極論した點に誤が有り、又漢書律歷志に十七日が既旁生霸となつて居ることを本として、十六日を旁生霸とし、十五日を既望とした點についても誤が有る。既望は單に滿月の意義を有するだけで、それは十五日とも十六日ともなり得るものである。既旁生霸はただ既望の翌日を指して居るのみである。旁生魄は逸周書の世俘篇に見える語であるが、朔即ち既死霸の翌日が旁死霸であることは明であつて、朔が既死霸ならば、滿月が既生霸なるべく、既死霸の翌日が旁死霸ならば、既生霸の翌日は旁生霸なるべきことは明瞭である。されば旁生魄は即ち既旁生霸と同一のものであらねばならぬ。従つて兪樾が定めた尙書の古義は單に漢書律歷志から脱化したもので、却て其の正鵠を失つて居るものである。

兪樾が魄を以て月光とする説を古義とし、それを月質とする説をば後世の新義としたのは卓見である。しかし此の如き新義の生じたのを、霸の字が王霸の意義の方に用ひられてしまつた爲に新に魂魄の魄の字が代用され、それに誘はれて意義が轉じたのに由ると説いたのは誤である。

九 清朝以來の諸説の批判其三——王國維

王國維の生霸死霸考は觀堂集林卷一の中に收めてある。其の説は甚だ新奇なものである。これから其の大略を述べることとする。

說文霸月始生魄然也。承大月二日。小月三日。从月。鞏聲。周書曰。哉生霸。此所引者。乃壁中古文。漢書律歷志引古文尙書武成。亦作霸。其由孔安國寫定者。則從今文作魄。馬融注古文尙書康誥云。魄脂也。謂月三日始生兆脂。名曰魄。此皆古文尙書說也。法言五百篇。月未望。則載魄於西。既望則終魄於東。漢書王莽傳。太保王舜奏。公以八月載生魄庚子。奉使朝用書。此平帝元始四年事。據太初術。是年八月己亥朔二日得庚子。則以二日爲載生魄。白虎通日月篇。月三日成魄。此皆今文家說。與許馬古文說同。是漢儒於生霸死霸無異辭也。漢志載劉歆三統歷。獨爲異說。曰。死霸朔也。生霸望也。孟康申之曰。月二日以往明生魄死。故言死魄。魄月質也。歆之說。顧命曰。成王三十年四月庚戌朔十五日甲子哉生霸。則孟康之言。洵可謂得歆意者矣。僞古文尙書用其說。故於武成篇。造哉生明一語。以魄生明死爲在十五日以後。以哉生魄爲十六日。相承二千年。未有覺其謬者。近德清俞氏作生霸死霸考。援許馬諸儒之說。以正劉歆。其論篤矣。然於諸日名。除哉生魄外。尙用歆說。如以既死魄爲一日。旁死魄爲二日。既生魄爲十五日。旁生魄爲十六日。既旁生魄爲十七日。此皆於名義不能相符。

以上は劉歆の説を攻撃し、又俞樾の説を排斥したものであつて、其の劉歆を攻撃したのは段玉裁、王筠、俞樾等と同一の誤解を繰返したものである。俞樾の説の不完全なことは前に述べた如くであるが、王氏は更に新奇な途を求めて、次の如き議論を試みて居る。

余謂說文霸月始生魄然也。脂月未盛之明也。此二字同義。聲亦相近。故馬融曰。魄脂也。霸爲月始生。爲月未盛之明。則月之一日霸死久矣。二日若承大月則霸方生。謂之旁死霸可乎。十五日

以降霸生已久。至是始謂之既生霸。不已晚乎。且朔與望。古自有初。吉既望二名。又魯鼎銘先言六月既望。復云四月既生霸。一器之中。不容用兩種記日法。則既生霸非望。決矣。以既生霸之非望。可知既死霸之非朔。而旁死霸之非二日。旁生霸之非十六日。又可決矣。

此の如き議論は誠に前人未發のもので、頗る深く突込んで居るが、第一に二日は大の月を承ける時には月光が始めて生ずる日であるから、二日を旁死霸と言ふのは不當だと論じて居るのは徹底しない。旁死霸哉生霸などは一定の日を示したものでなく、ただ月の状態を示したに止まるものであるから、若し二日に月光が見え始めればそれを哉生霸と言ひ、若し又二日に光がまだ見えぬ時は、それを旁死霸と言つて、少しも差支が無いのである。大の月の次に來る月の二日でも必ずしも月光が生じないことは前に論じて置いた。旁死霸は武成篇にのみ見える語であるが、武成篇の一月は記事中の干支から推せば小の月であるから、其の前月は大の月であつて、それを承けた一月の二日に月光が見えなかつたからそれを旁死霸と言つたとするに少しも差支はないのである。第二に十五日以後になつてから既生霸と言ふのは不當だと言ふのは、これ亦徹底しない。二日又は三日に月光は生じ始めるが、其の初は極めて微弱で、日を追つて次第に光る部分を増加し、満月の時に至つて始めて完全な光となるのであるから、此の時を指して既生霸といふのに何の差支もない筈である。「既」なる語が充實を意味することは前にも論じて置いた。但し王氏は霸を以て月の右半面の光を指すものとしたから、此の事は後に詳にする此の如き誤解を生じたのであらう。しか

し上古以來前漢時代までの説では魄を以て一般に月の光を指したものととして居り、後漢時代になつてから新に又三日月の光を指すこととしたのであるから、王氏の批評は承認することが出来ない。第三に、魯鼎銘に六月既望と四月既生霸とが并用せられてあるといふ唯一の資料に據つて、既望と既生霸とは同一の意義を有するものでないと断定して居るが、それも亦速断の甚しいものである。魯鼎は清の乾隆年間に畢沅が陝西に於て始めて獲たものであつて、其の銘は積古齋鐘鼎彝器款識に載せてある。今之を檢すれば、獨立の第三章に分れて居て、何れも魯といふ人物に關する事ではあるが、其の間に事實の連絡はない。第一章には、惟王元年六月既望乙亥とあり、第二章には、惟四月既生霸辰在丁酉とある。この既望と既生霸とは互文と見ることも出来るものであつて、普通の説に本づいて二者同一義を示すものとするに何の困難も無い筈である。王氏は此の考證の中に更に此の銘のことを詳論して、三個の章は皆同一年中のことであると主張し、其の文中にある乙亥丁酉について推定を試み、此の兩者を共に満月とするならば干支に齟齬を生じるから、既望が満月であることが動かない限、既生霸は満月のことではないと論じて居るが、此の兩者が同一年のことに屬するといふ確證は少しも無いのである。但し王氏は第三章に昔僉歲とあるのを證として前の二個の章は共に此の僉歲のことであると論じて居るが、それは牽強の言である。されば王氏の三條の非難は皆薄弱で、其の價値が乏しいものと認めねばならぬ。

王氏は更に語を進めて、

余覽古器物銘而得古之所以名日者凡四。曰初吉。曰既生霸。曰既望。曰既死霸。因悟古者蓋分一月之日爲四分。一曰初吉。謂自一日至七八日也。二曰既生霸。謂八九日以降至十四五日也。三曰既望。謂十五六日以後至二十二三日。四曰既死霸。謂自二十三日以後至于晦也。八九日以降月雖未滿而未盛之明則生已久。二十三日以降月雖未晦然始生之明固已死矣。蓋月受日光之處雖同此一面然自地觀之則二十三日以後月無光之處。正八日以前月有光之處。此則上弦下弦之由分。以始生之明既死故謂之既死霸。此生霸死霸之確解。亦即古代一月四分之術也。

と説いて居る。これは周代に於て朔と上弦と望と下弦とによる一月の四分法が行はれて朔から上弦になる迄を初吉、上弦から望になる迄を既生霸、望から下弦になる迄を既望、下弦から次の朔になる迄を既死霸と稱したとするので、此の場合に於て、霸の意義は馬融許慎に據つて、月の光の始めて生じたばかりでまだ盛にならないもの即ち三日月を指して居るのであるが、それでは、三日月の翌日からでなく、五六日を過ぎて後上弦になつた時から始めて特に既生霸と稱したとする理由が明瞭を缺いて居る。單に魯鼎銘に既望と既生霸との二語が並べて用ひられて居るといふ孤立の材料のみに據つて、直に既生霸を上弦とする新奇な説を誘起し來ることは速斷も亦甚しいと言はねばならぬ。満月に既望と既生霸との二稱のあることは恰も三日月に朔と哉生霸との二稱が有り、又一日に朔と初吉との二稱がある如きものであるから、魯鼎の銘に三個の獨立の文章が有る中で、第一章には既望と記し、第

二章には既生霸と記したとて、それを共に満月を指すものとするに何等の困難もないのである。且つ又一月を四區に分ける方法はバビロンやユダヤの古に有つて、今の七日を一週とする方法の起原となつたので、これは頗る自然的の區分法であるが、それと同一の方法が支那に有つたといふことはそれを證明すべき何等の文献も無いのである。單に自然的の區分なるが故に、其法が如何なる處に於ても發生したと斷定することは出来ない。それを單に習鼎の銘から導き來らうとするのは殆ど無中に有を生ずるに類するものと言はねばならぬ。

王氏は尙語を續けて、

若更欲明定其日。於是有哉生魄。旁生霸。旁死霸諸名。哉生魄之爲二日或三日。自漢已有定說。旁者溥也。義進於既。以古文武成差之。如既生霸爲八日。則旁生霸爲十日。既死霸爲二十三日。則旁死霸爲二十五日。事與義會。此其證矣。凡初吉既生霸。既望既死霸。各有七日或八日。哉生魄。旁生霸。旁死霸。各有五日若六日。而第一日亦得專其名。

と述べ、初吉、既生霸、既死霸を四區分の各の第一日とし、哉生霸を第一區分の第三日、旁生霸を第二區分の第三日、旁死霸を第四區分の第三日とし、更に此れ等の日から始めて其の名を一區分の全部に及ぼしたものとす。しかし何故に既望からの區分の第三日にのみは名稱が無かつたかといふことについては何も言つて居ない。これも亦不徹底の論である。

王氏は以上の論據からして書經の武成篇の曆日に新解を加へて、次の如く述べて居る。

若用今說則一月戊辰朔二十五日壬辰旁死霸次日得癸巳此武王伐紂興師之日也二月戊戌朔二十三日庚申既死霸越五日至二十七日得甲子是咸劉商王紂之日也三月丁卯朔四月丁酉朔十日丙午既旁生霸十四日得庚戌是武王燬于周廟之日也於是武成諸日月不待改月置閏而可通此旁生霸爲十日既死霸爲二十三日既旁生霸爲二十五日之證也。

武成曆日

劉說

王說

一月壬辰旁死霸

一月二日

一月二十五日

二月庚申既死霸

二月一日

二月二十三日

四月乙巳既旁生霸

四月十七日

四月十日

王氏は先づ既死霸即ち下弦を二十三日既生霸即ち上弦を八日と獨斷して既死霸から二日後の旁死霸を二十五日とし既生霸から二日後の旁生霸王氏は既旁生霸の既の字を衍字として居るを十日としたのであるが下弦は二十四日になることもあり上弦は九日になることもあるから此の根據から推した一月朔は必ずしも戊辰とはならずして己巳となることも有り得るのであり二月朔は必ずしも戊戌朔とはならずして己亥となることも有り得るのであり四月朔は必ずしも丁酉とはならずして戊戌ともなり得るのである。故に劉愷によれば一月二月の朔を確實に推定することが出来るが王氏によればそれを確實に推定することが出来ぬ。四月の朔に至つては劉愷の説からしてもただ既旁生霸即ち満月の翌日

の干支が知れて居るだけでは満月が十五日とも十六日ともなり得る關係上、確實には推定することが出来ない。それは一月二月の朔の確定されたのを根據として曆法上の計算を施して後始めて捕捉し得る。王氏の説では此の如き手掛さへも得られないのである。然るにも拘らず、王氏は一月より四月までの朔を恰も確定したものの如くに説いて居るのは後の學者を誤るものと言はねばならぬ。

王氏が旁死霸を既死霸より二日後、旁生霸を既生霸より二日後と計算して居るのも獨斷である。「旁」の意義は説文に「薄也」とあり、廣雅に「廣也大也」とある。故に「旁」を附けたものは「既」の状態の翌日まで擴がつて居ることを指したものと解すべきである。然らば「既」と「旁」との間を一日を隔てることは意味を成さぬ。又「旁」を「近也」とするのは意義の轉じたものであつて、王氏は此の説を取つて居ないが、それとしても一日隔てた日に特に「近」の意義ある語を附ける理由がない。此の一日を隔てるといふことは朔と哉生霸との關係から類推したものであらうが、哉生霸は王氏自ら認めて居る如く、二日とも三日ともなり得るのであるから、旁生霸旁死霸と同一に論ずべきものではない。其上、旁生霸旁死霸が既生霸既死霸の二日後に置かれるといふことも甚だ意味を成さぬ。哉生霸こそは實際に於て二日後に始めて微光を生ずるのであるが、上弦下弦の二日後には何等の著しい現象を生ずることも有り得ない。此の如きは殆ど無意味である。

以上王氏の新説に對する批評を概括すれば、それは極めて薄弱なる基礎の下に極めて獨

斷的な解釋を試みたのであつて、古來の成説を顛覆すべき力は全く無いのである。

十 新城新藏博士の説の批判

王國維に繼ぎて起つた新説は新城新藏博士の「周初の年代」の研究の中に見えるものである。それは王氏を根據としてそれに多少の修正を加へたので、月の初を微光の生じた日に置き、これを第一日として、一個月を初吉、既生霸、既望、既死霸の四區劃に分け、初の三區をば各七日宛とし、終の一區をば八日又は九日とした。それをば左の如き表によつて示してある。

初	吉	既生霸	既	望	既死霸
大月を承けて	2 — 8	9 — 15	16 — 22	23 — 2	
小月を承けて	3 — 9	10 — 16	17 — 23	24 — 1	

これは甚だ巧緻な推測であるが、初吉を朏又は哉生霸と結び附けて取扱つた例は古書に全く無いことで、皆朔の別名と解釋してある。それは他に確證が發見せられない限は、王氏が朔とした方を正しいと見ねばならぬ。又旁死霸を既死霸の第二日とし、旁生霸を既生霸の第二日としたのは王氏よりも優つて居る。哉生霸を既生霸の第一日としたのは偽古文の孔安國傳に據つたものであらうが、此の場合に於て霸の意義を如何なるものと見たかが甚だ曖昧である。上弦の夜に霸が始めて生ずるとすれば、それは何であらうか。それは上弦に至つて充實した月の右半部の光が上弦の夜の中に左半部に波及する微細な處を指すの

であらうか。又朔が完全に生じ盡したといふのは、月の左半部の光が充實したことを指すのであらうか。新城博士の認めた朔の意義が果して此の推測の如きものとすれば、それは王國維もまだ言はず、古書にも證據の無いところの獨斷の説と言はねばならぬ。又既死霸の第一日を哉死霸と言はれるが、これも古書に用例が無く、王國維もまだ言はなかつたものである。但し兪樾が満月を哉死霸と言ひ得ると述べたことはある。新城博士は初吉以外の名稱の意義をばすべて王氏に準據したと言つて居られるが、それは何等かの誤解であらう。尙新城博士は此の四分法を以て周の初に西方アジアから傳來したものと想像して居られるが、それも甚だ疑はしい。

新城博士は此の見解に本づいて周初の曆日を考定し、それによつて周初の年代を算定せられたが、王氏の説は上に論じた如くであるから、それを根據として、しかも初吉と哉生霸とについては王氏よりは一層古書の用例に離れた意義を與へ、又王氏が用ひた自然の上弦下弦と望とを離れて人爲的に七日づゝの區劃を施したものを新に加へられたからには、其の結論を承認することは益々困難である。

十一 生霸死霸の眞意義

終に臨んで、更に生霸死霸の本來の意義として自分が認めるものを概説すれば、霸は月の光であり、其の光の始めて生じた時を哉生霸と言ひ、其の光の充實した時を既生霸と言ひ、其

の光の滅盡した時を既死霸と言ひ、既生霸の形のまだ殆ど同様に廣がつて居る翌夜を既旁生霸と言ひ、此の既の字は或は衍字であらう、既死霸の繼續してまだ月光の見えない翌夜を旁死霸と言ひ、既死霸は朔とも初吉とも呼ばれ、哉生霸は朏とも呼ばれ、既生霸は既望とも又は單に望とも呼ばれたのである。此れ等はすべて月の盈虧の状態に名づけたもので、一定の日の異名とすべきものではない。それ故に哉生霸又は朏は二日とも三日ともなり、既生霸、既望又は望は十五日とも十六日ともなる。又上弦下弦については、書經や逸周書や古銅器の銘の中に其等の異名とすべき何等の特別なる言葉も用ひられて居ないことを認めるのである。

十二 生霸死霸を用ひて記された周初の曆日

武成篇にある周初の曆日を更に自分の解釋によつて排列すれば、其の一月と二月とは

一月小 (朔) 辛卯 既死霸

二日 壬辰 旁死霸

二月大 朔 庚申 既死霸

五日 甲子

となる。又四月については、満月はすべて古曆の計算法では十五日か十六日かに起るものであるから、假に満月即ち既生霸を十五日とすれば、既旁生霸は十六日となり、それより六日

目即ち二十一日が庚戌であるから、四月の朔は庚寅となるべき筈である。又既生霸を十六日とすれば、朔は庚寅の前日即ち己丑となる。さて古代の諸曆の計算法では月の大小を交互に配置して、時時大を二回連ねることになつて居る。一月の朔が辛卯であり二月の朔が庚申であるから、一月は小であり、従つて二月は大である。故に二月の翌月の朔は庚申より三十日後なる庚寅である。若し此の月を小とすれば、其の翌月の朔は己未となり、大とすれば、庚申となる。それは順序から言へば第四月であるが、前に計算した四月朔の己丑又は庚寅と一致しないで、其の間に約三十日の距離が有る。これは二月の後、四月の前に閏月があることを示して居るものである。そこで假に閏二月が有つたものとすれば、

閏二月 朔 庚寅

三月 朔 己未又は庚申

四月 朔 庚寅又は己丑

四月朔を庚寅とすれば、閏二月と三月との日数が合せて六十日となるべき筈であるから、二月大閏二月大、三月大の關係を生ずる。これは古代の諸曆の計算法に合しない。そこで四月朔は庚寅でなくして己丑であることが知られる。依つて次の二つの關係の何れかが成立つ。

一月 小 朔 辛卯 一月 小 朔 辛卯

二日 壬辰

二日 壬辰

二月大 朔 庚申

五日甲子

閏二月大 朔 庚寅

三月小 朔 庚申

四月大 朔 己丑

十六日甲辰

十七日乙巳

二十二日庚戌

此の閏を二月に置いたのは全くの假定であつて、或は三月に閏を置くべきものかも知れぬ。

十三 三統曆より推定した周初の年代

附、國語にある資料

漢書律歷志に載せてある三統曆の計算の結果によれば、次の關係が成立して居る。

一月(冬至を含む)周正 朔 辛卯

二日壬辰

二月 大 朔 庚申

閏二月 小 朔 庚寅

三	月	大	朔	己未
四	月	小	朔	己丑

十六日甲辰

十七日乙巳

二十二日庚戌

然るときは武成の曆日は三統曆の計算の結果によつて完全に説明し得るものである。此の年は漢書律歷志に於て B.C. 1122 に當てられて居る。さて、周初の年代を明瞭に記した最も古いものは孟子である。孟子の公孫丑下に孟子が齊を去る時弟子に語つた言葉が有るが、其の中に「由周而來七百有餘歲」とある。孟子が齊を去つた年は西紀前三百十五年頃であるから、それより七百餘年を泝れば、西紀前一千餘年となる。よつて稍廣い範圍を取つて西紀前一千年から一千五十年までの間に於て、三統曆で此の條件に合する年を求めれば、たゞ B.C. 1122 が有るだけであつて、漢書律歷志は正に此の年を取つて居るのである。

武成の曆日に於て、一月二日が旁死霸となつて居る。此の一月が小の月であることは記事の上に明である。一月が小であれば其の前月即ち前年十二月は大である。大の月を承けた時には二日が初光の見える日即ち哉生霸であるとす一般の規定に照せば、それが旁死霸となつて居るのは或は三統曆と一致せざる證據となるべきかの疑が起る。しかし大の月を承けた時には二日、小の月を承けた時には三日といふのは大體の規則であつて、其の

實は大の月を承けた時にも三日となることがあるのは前に論述して置いた通である。此の場合に於て、三統曆によつて一月の朔の時刻を計算すれば、辛卯の日に入ること $\frac{28}{11} \parallel 0.2545$ であるから、それに初光の生ずる迄の時間約一日半即ち 1.50 を加へれば、1.76 となる。されば初光の生ずるのは第二日の夜八時半頃のことである。二日の月は此の時刻には既に没してしまふから、第二日に月光は見えない。それ故に、此の月の第二日を旁死霸とするのは、やはり三統曆の計算に叶つて居る。

武成篇の曆日に關係してそれを説明することの出来る材料が國語の中にある。國語は春秋左氏傳の姉妹篇で、共に孔子と同時代の左丘明が孔子の春秋を作つた精神を明かにする爲に著述したと傳へられて居る。其の記事は次の如きものである。

(國語周語下) 昔武王伐殷、歲在天駟、日在析木之津、辰在斗柄、星在天龍、(中略) 歲之所在、我有周之分野也、(中略) 王以二月癸亥夜陳。

此の文の中には種種なる星座の名稱が有る。鶉火と析木と天龍とは天の十二次に屬するもので、天龍は玄枵の異稱である。天駟は房で、房と斗とは二十八宿の中に在る。歲は木星、星は水星、辰は日月合會の點で、朔の時の日月の位置を示すものである。分野とは天の十二次を地の諸國に配當して其の諸國に關する吉凶を卜する爲に用ひるものである。天の十二次は次の如くである。

- 1 星紀
- 2 玄枵
- 3 娵訾
- 4 降婁
- 5 大梁
- 6 實沈
- 7 鶉首

8 鶉尾 9 鶉尾 10 壽星 11 大火 12 析木

冬至點は星紀の中央に定められる。木星は大約十二年に天を一周するもので、一年に大約一次を移動する。「歲在鶉火」とは木星が此の年に鶉火の次の中を運行することを意味する。水星は太陽に隨伴して運行するもので、太陽は冬至を含む仲冬月即ち周正の一月には星紀の中を行き、同二月には玄枵の中を行くから、水星が玄枵に在るのは周正の二月のことであつて、それは武王が紂を殺した月の現象である。斗の星座の柄の部分は析木の終の方に在るから、斗柄に於て日月が合會するのは仲冬の朔に當り、冬至點は析木の終即ち星紀の初から太陽の運行の約半月の距離にあるから、此の月の朔から半月以上経過した後、冬至となることを示して居る。天駟即ち房から斗までは心、尾、箕の三宿を隔てて居り、月は一夜に一宿を行くのであるから、ここに示された月の位置は一月の朔よりも四日程前のものである。これは武王が間もなく行動を開始しようとする時を示す。此の日月辰と木星と水星との位置は共に書經の記事を説明して居るものでなければならぬ。又癸亥の夜を以て陣を取つたといふのは其の翌日の甲子の日に紂を亡す準備であつて、これ亦書經の記事を補足して居るものである。此の國語の記事はすべて三統曆の計算によつて得た B. C. 1122 の日月五星の状態と密に相符合する。

三統曆は前漢末に製作された不精密な曆法である。此の曆で用ひる一年の長さには $365 \frac{385}{1539}$ 日、一月の長さは $29 \frac{43}{81}$ 日、木星の一周天は $11 \frac{133}{145}$ 年で、何れも真正の數より超過して居

るから、三統曆によつて得る朔の干支や木星の位置は其の曆の本となる實測の時代を距ることの遠いほど、真正のものと差異を大きくする。Schramの表によつて計算すれば、B. C. 1122の周正一月、二月及び五月朔の干支は癸亥、癸巳、壬戌であつて、冬至は一月三日に當つて居るから、三統曆の計算の結果とは甚しく異つて居る。それ故に國語の記事はB. C. 1122の真正の状態を説明して居るものではない。左傳及び國語の中にある春秋時代以後の朔且冬至の記事と木星の記事とは皆三統曆の計算の結果と一致して居て、其れ等が三統曆を應用して挿入せられたものであることは疑ふべからざるものである。(此の事については既に屢、詳論して置いた。)それ故に、同じ國語の中にある周初の曆日に關する記事が三統曆と一致するといふ事は此の記事も亦三統曆を應用して作爲せられたことを示すものと言はねばならぬ。

武成の曆日は三統曆によつて説明されては居るが、三統曆を根據として作られて居るか否かは尙ほ疑問に屬する。そこには二個の問題が成立つ。第一は武成の曆日が三統曆以前の他の曆法に本づいて居るのではないかといふことである。第二は武成の曆日が其の當時の事實を示して居るのではないかといふことである。第一の問題については、武成は古文であるから、若しそれを正しいものとすれば、周代の著作でなければならぬ。三統曆以前に存在した曆法は黄帝曆、顓頊曆、夏曆、殷曆、周曆、魯曆、太初曆、漢曆である。古傳説によれば、黄帝は支那の天文曆法の學の創始者であつて、それより歴代常に最も此の學を重んじ、それ

を政治道德百般の學の基礎として居る。書經の冒頭なる堯典には天文曆法が詳に記され、史記以下の正史には特に天文曆法に關する部門が設けてある。これは支那の天文曆法の學が創始以來の智識を中斷することなく後世まで保存して居ると信ずべき充分なる理由である。そこで自分は此れ等の諸曆の間に存する變遷發達の關係を仔細に研究した結果、周代に成立して居た曆法は其の實質に於て二種あることを認めた。其の一は殷曆の七十六年週期の算法で、他の一は殷曆の算法に對して朔の位置を今の三時間だけ後らせた顛項曆の算法(此事は別に論ずる)である。此の兩種の算法によつて、それを孟子にある周初の年代に參照して、西紀前一千年から一千五十年までの間に於て、武成の曆日に叶つた年を求めれば、それは全く存在しない。但し此の場合に於て、一月は冬至を含む仲冬月と限らるべきでないから、古來唱へられた夏殷周三正説を參酌して、仲冬月季冬月、孟春月の三者についで其の當否を試みたのである。そこで第二の問題に移つて、更に現代の算法により Schram の表を用ひて武成の曆日に相當する年を求めれば、仲冬月を一月とした場合には、(A) B. C. 1137, B. C. 1013 を得、季冬月を一月とした場合には、(A) B. C. 1137, B. C. 1101 を得た。しかし此れ等の年に於ける冬至の日を點檢すれば、二月と四月との間に閏月を置き得る事情に叶つて居るものは一つも無いのである。

A. (周正)

B. C. 1137

一月 1306118.43 辛卯朔 1306134.01 丁亥 冬至(一月中)
 二月 1306147.96 庚申朔 1306164.45 丁巳 大寒(二月中)

1306194.89 丁亥 雨水(三月中)
 1306225.33 戊午 春分(四月中)

四月 1306236.09 己丑朔

B. C. 1013

一月 1351418.36 辛卯朔 1351424.12 丁酉 冬至(一月中)

二月 1351447.89 庚申朔 1351454.56 丁卯 大寒(二月中)

1351485.00 戊戌 雨水(三月中)
 1351515.44 戊辰 春分(四月中)

四月 1351436.01 己丑朔

B. (改正)

B. C. 1101

一月 1319318.57 辛卯朔 1319343.62 丙辰 雨水(一月中)

二月 1319347.95 庚申朔 1319374.06 丁亥 春分(二月中)

1319404.50 丁巳 穀雨(三月中)
 1319434.94 丁亥 小滿(四月中)

四月 1319436.14 己丑朔

以上の點檢の結果は、武成の曆日の記事を説明し得べきものがただ三統曆のみであることを證明する。三統曆は前漢末の製作である。前漢末から一千百年を溯つた時代に三統曆と殆ど同一の曆法があつて、それが一度中絶し、更に前漢末に至つて復興して三統曆となつたと考へることは出来ぬ。然るときは眞古文尙書にある武成の曆日は前漢末に於て三統曆に本づいて作爲せられたものであらねばならぬ。

自分は尙ほ曆法及び干支の組織が實際に成立した時代を黃帝よりは遙に引下して、戰國時代の半頃に置かうとするものである。それは先に公にした「支那古代史論」や「干支の起原」に述べて置いた。若し此の説を正しいとすることが出来るならば、武成の曆日をば到底西紀前千百年附近に於ける實際の記録と認めることは出来ないのである。

十四 三統曆以後に於て推定された周初の年代

漢書律曆志以後に於ても武成にある周初の年代を考定しようとする企が屢々起つた。其の中で比較的著實な研究は唐の僧一行のものである。一行は其の新作した大衍曆によつて武成の曆日を推した。それは唐書曆志に掲載してある大衍曆議の中に詳に述べてある。一行は武成の外に國語をも其の研究の資料とした。大衍曆の曆日の算法は三統曆に比して著るしく精確になつて居るので、三統曆で算定した武成の曆日に相當する年が甲の

1122(己卯)であるのを排斥して、それより十一年後なる1133庚寅を取るべきものとした。そして次の如く言つて居る。

武王十年夏正十月戊子。周師始起。中略。又三日得周正月庚寅朔。中略。其明日武王自宗周次于師所。凡月朔而未見曰死魄。夕而成光則謂之朏。朏或以二日。或以三日。故武成曰。維一月壬辰旁死魄。中略。其二月戊子朔哉。生明。王自克商還至于鄂。於周爲四月。新曆推定望甲辰。而乙巳旁之。故武成曰。維四月既旁生魄。粵六日庚戌。武王燎于周廟。中略。自伐紂及此五十六年。朏魄日名上下無不合。而三統歷以己卯爲克商之歲。非也。

此の説を仔細に點檢すれば、一月朔を庚辰として居るから、武成の二月壬辰旁死魄は第三日に當ることとなるのであつて、此の場合に於て旁死魄は朏と同一の意義に解せられて居る。旁死魄が朔の翌日であることは前に論じて置いた通りであるから、此の説は認め難い。又四月の朔を戊子として其の月の望を甲辰として居るが、それでは望は第十七日に當ることとなる。満月を第十七日にも起るとする智識は古代には無かつたことで、後世に及んで曆法が精密になつてから始めて出來たことである。それ故に周初の曆日を説くには適當しない。又此の年の初の頃に於ける眞の朔を Selman の表によつて求めれば、

1315:97.65 庚寅朔……………Nov. 28, B. C. 1112

1315:627.10 庚申朔……………Dec. 28, 〃

1315:656.53 己丑朔……………Jan. 26, B. C. 1111

1315685.98 戊午朔………Feb. 24,

1315715.45 戊子朔………Mar. 26,

を得て、大衍曆と符合する様にも見えるが、B. C. 1112の冬至は Dec. 31に當るので、庚寅朔の月は周正の一月には爲り得ない。又戊子朔の月の眞の満月は癸卯で、十六日に當つて居る。一行は武成の曆日に合理的解釋を與へるのを目的として居るのであるから、其の周正一月としたものが、冬至を含まぬ月と判明すれば、これのみに據つても、其の全體の議論は大なる破綻を生ずることとなるのである。

漢代に於て三統曆が出来た後に作られたと認むべき易緯乾鑿度には文王受命の年を以て殷曆戊午朔に入ること二十九年 B. C. 1082として居る。これに漢書律曆志が取る所の文王受命より武王克殷までの年數十三年を加へれば、B. C. 1070となる。此の年の朔を殷曆によつて求めれば、

周正一月 庚寅朔

二月 己未朔

五月 戊子朔

となる。これは武成の曆日を根據として、それに近似して居る年を西紀前一千百年の附近に於て選定したものと思はれるが、此の書の作られた時代に僞古文は無い筈であるから、漢書律曆志に引いた眞古文に當てて論ずれば、一月壬辰旁死霸、二月既死霸、越五日甲子、四月既

旁生霸越六日庚戌の三條についてすべて一致を缺くのである。又 Schram の表によつて得た此の年の朔は、

周正一月 壬辰朔

二月 辛酉朔

五月 庚寅朔

であつてやはり武成と一致しない。然るときはこれも亦信賴すべき價値は無いのである。但し殷曆の計算に於て B. C. 1065 は一月辛卯朔、二月辛酉朔、閏二月、四月己丑朔となつて、此の方が寧ろ B. C. 1070 よりも武成の曆日に近いが、何故に此の年を取らなかつたかは明かでない。

西晋の皇甫謐の帝王世紀には武王克殷の歳を以て B. C. 1115 乙酉の年に當るものとして居る。これは漢書律曆志にある B. C. 1122 が普通の紀年法で己卯に當り、三統曆以前の古法では卯年には歳星が玄枵に居る筈になつて居るから、それを國語に「歲在鶉火」とあるのに一致させることの困難を感じたので、更に其の附近に於て鶉火に配當されて居るところの酉年を求めて、此の乙酉の年に移したのであらう。

竹書紀年では B. C. 1051 (庚寅) に當てて居て、一行の算定した B. C. 1113 (庚寅) とは恰も六十年の相違があるが、今行はれて居る書は西晋時代に發掘された儘のものではなく、宋以後に於て再び編纂されたものであつて、一行は勿論見て居らないものである。これは編者が一行

の説を本文中に採用して居りながら、杜撰にも干支一周の變動を生ぜしめたものであらう。此の事は新城博士が新に注意されたもので、詳に周初の年代の中に論じてある。自分もまた之に賛成するものである。

新城博士の周初の年代に就いての新説は *W. G. Hoyes* を以て武王が殷を亡した年とするのであるが、それは王國維の生霸死霸考から脱化した新説と、左傳國語の中に含まれた木星紀年法に自家一流の解釋を下したものとに本づいて、それを漢書律歷志に引く所の眞古文尙書武成の曆日及び國語にある周初の曆日の記事に結合して立論したものであつて、其上に孟冬十月を一月とする曆法が周初の時代に存在したなどの想像説も加はつて居る。王氏及び新城博士の説の誤つて居ることは既に述べた如くであり、左傳國語の中に含まれた木星紀年法は三統曆と合するものであつて、新城博士の解釋の誤つて居ることをば先年以來屢々論じたのであるから、此の二つの誤つた前提から得た結論は決して正しいものと認めることが出来ない。

十五 周初の年代に關する智識の價值

漢書律歷志は武成及び國語を材料として周初の年代を精密に考定した最初のものである。其の後に出了たものも皆武成又は國語を材料として立論して居るが、漢書律歷志ほどに完全に材料を取扱ひ得たものはない。漢書以前のものとしては、史記にもまだ精密な年數

は載せてない。史記の著作された時に上古の年代に關する曆家の説も存在した様子であるが、著者はすべてそれを採用しないで、史記の年表は僅に周の共和元年(BC. 841)から始められて居る。其の上、自分が先に論じた如く、武成及び國語の周初の曆日記事は劉歆の三統曆に合せて作爲せられたものとすれば、それは史記の著作された頃にはまだ無かつたものである。それ故に周初の年代はただ孟子の書に記してあるものによつて、孟子以前七百餘年即ち西紀前一千餘年と推測することが出来るだけである。そして孟子の記述が絶対に信じ得べきものか否かは尙特殊の批判を待つべきものと考へられる。左に孟子の記述の全部を擧げて置く。

五百年必有王者興。其間必有名世者。由周而來。七百有餘歲矣。以其數則過矣。(公孫丑下)

由堯舜至於湯。五百有餘歲。(中略)由湯至於文王。五百有餘歲。(中略)由文王至於孔子。五百有餘歲。(中略)由孔子至於今。百有餘歲。(盡心下)

(未完)